

江南区敬老会委託事業契約書

委託者 新潟市長 中原 八一（以下「甲」という。）と
受託者

（以下「乙」という。）とは、

江南区敬老会事業の委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託する事業）

第1条 甲は、次に掲げる事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1） 敬老会を計画し、実施すること。

（委託の期間及び事業の実施）

第2条 事業の委託期間は、契約の日から令和6年10月31日までとし、事業の実施は、令和6年9月1日から令和6年10月31日までの間とする。

（委託料）

第3条 事業の委託料の額は、敬老会対象者の内参加者・ボランティアそれぞれ一名につき2,000円を上限とし、ボランティア割の人数については、別表のとおりとする。なお、委託料対象経費が上限額を下回る場合は委託料対象経費が委託料の金額となる。

2 委託料は、敬老会対象者等へ現金支給してはならない。また、委託事業以外に使用してはならない。

3 委託料の支払いについて、甲は乙に令和6年12月27日までに支払うものとする。

（変更及び解除）

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更又は契約の解除をすることができる。

2 前項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

（精算書）

第5条 乙は、事業が完了したときは、速やかに精算書を甲に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この事業の実施にあたり知り得た個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（必要事項の決定）

第7条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義の解決）

第8条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

上期の契約を証するために本書を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通ずつを保有するものとする。

令和6年6月3日

甲

住 所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
氏 名 新潟市長 中原 八一 ㊟

乙

住 所 新潟市江南区
氏 名 ㊟